



未登記家屋を取り壊したとき・所有者を変更したときには届出が必要です

届出がない場合、現在の状況が正確に把握できないため、翌年度も従前の所有者に対して固定資産税が課税される恐れがありますので、速やかに届出を行ってください。

なお、法務局に登録されている家屋については、滅失登記や所有権移転登記を行うと、法務局から町にその通知があるため、町への届出は特に必要ありません(登記については法務局へお問い合わせください)。ただし、滅失登記が翌年に渡る場合には税務課までご連絡ください。

■届出に必要なもの

①取り壊した場合

- ▶家屋滅失申告書(町指定様式)
- ▶家屋を取り壊した事実及びその年月日を確認できる書類(領収書等の写し)

②所有者を変更する場合

- ▶未登記家屋名義変更届(町指定様式)
- ▶変更の理由が確認できる書類(遺産分割協議書、売買契約書等の写し)

※町指定様式は税務課で配布。また、町ホームページよりダウンロードできます。



消費生活情報

Q 携帯電話で、特定番号から始まるダイヤルサービスを利用すると、料金プランに含まれる無料通話分の対象にならなかった。知らない人が多いのではないか。

A 携帯電話の料金プランには無料通話分が含まれているものがあります。しかし、一定の番号から始まり、発信地を問わず通話料が一定になるダイヤルサービス(例：0570から始まるナビダイヤルや0180から始まるテレドーム等)の通話料は、対象外となっていることがほとんどです。この場合無料通話分付の料金プランを契約している携帯電話から利用した場合でも、電話サービス会社の定める通話料がかかるので通話時間に注意が必要です。このような対象外の電話番号は、携帯電話会社のWebサイトにも示されているので、確認しておくとい良いでしょう。

〔(独)国民生活センターより〕



消費生活相談を実施しています ☎991-1854 月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時



放射線量測定結果について

毎月第1木曜日に実施している、町公共施設の放射線量測定結果をお知らせします。

測定の結果、町の基準を超えている公共施設はありませんでした。

■測定日／10月3日(木) <第97回測定> 単位はマイクロシーベルト毎時

	測定場所	測定値
最小値	松伏中学校(土の上)	0.046
最大値	松伏第二中学校、老人福祉センター(土の上)	0.104

※町の基準…0.190マイクロシーベルト毎時(5市1町の基準は、測定の高さ地上1メートル0.230マイクロシーベルト毎時ですが、町では地上50センチメートルの高さにおける測定値が0.190マイクロシーベルト毎時を超えた場合は、放射線量低減化作業を行うこととしています。)

※その他の施設については、町ホームページをご覧ください。